

武市情第1号

平成26年6月13日

異議申立人 XXXXXXXXXX 様

武雄市情報公開審査会

会長 松尾弘志



不開示決定に対しての不服申立ての審議状況について (回答)

平成26年5月20日付けで照会のこのことについては、別紙のとおりです。

【本審査会事務局】

武雄市政策部総務課法務・行政係

担当：原、朝重

TEL 0954-23-9315

FAX 0954-23-9115

e-mail soumu@city.takeo.lg.jp

別紙

1 審議の進捗状況について

平成25年9月21日付けで異議申立人より提起された公文書の不開示決定に係る異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、現時点で、本審査会に対して武雄市情報公開条例（平成18年条例第11号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定による諮問はなされておられません。

実施機関（武雄市教育委員会）に確認したところ、本件異議申立てより前に異議申立てがなされた案件があり、当該案件の諮問及び審議を先行して行ったためという報告を受けております。

2 今後の対応について

本件異議申立てについては、異議申立人ご指摘のとおり、異議申立てを行ってから8か月以上が経過している状況にあります。個々の異議申立てについて、本審査会の答申までに要する時間は、諮問内容、諮問件数等の事情により大きく変わる可能性がありますが、条例に規定にする手続を可能な限り迅速に進めていくことは、異議申立人の利益に資するものであります。

現時点で、本審査会に諮問されている異議申立事件はないことから、本審査会は、実施機関（武雄市教育委員会）に対して、本件異議申立てについて本審査会に対し速やかに諮問するよう要請いたしました。